

土地利用に関する事前協議を実施される方へ

■目的

一定規模以上の土地を利用した開発事業について、市と事前に協議を行い、個別の土地利用の規制に関する法令等の一体的かつ適正な運用を図り、もって適正な施工及び管理を確保し、災害の予防、良好な生活環境及び自然環境を保全することを目的とする。

■関係書類

- 1 那須烏山市土地利用適正化条例及び施行規則
- 2 土地利用に関する事前協議の流れ（別紙）
- 3 開発行為・土地利用等に関する関係法令等一覧（別紙）
- 4 事前協議書のデータ提出について（別紙）

■提出方法及び提出資料

1. 提出方法について

事前協議書の提出にあたっては、関係書類「土地利用に関する事前協議の流れ」（別紙）をご確認ください

2. 提出資料について

- (1) 土地利用に関する事前協議書（別記様式第1号）
- (2) 添付図書
 - ① 定款（法人のみ）
 - ② 法人登記事項証明書（法人のみ） ※法務局発行謄本（電子データ不可）
 - ③ 委任状（事前協議の手続きを代理人に委任する場合）
 - ④ 位置図（50,000分の1以上）
 - ⑤ 案内図（3,000分の1以上） ※工事車両進入路及び駐車位置についても図示のこと
 - ⑥ 開発区域に係る土地の登記事項証明書
※法務局発行謄本（電子データ不可）またはその写し（転写日、転写者の記名押印）
 - ⑦ 公図の写し
※法務局発行謄本（電子データ不可）またはその写し（転写日、転写者の記名押印）
 - ⑧ 土地利用計画平面図
 - ⑨ 給排水計画図（給排水施設を整備する場合）
 - ⑩ 造成計画平面図（土地の造成をする場合）
 - ⑪ 造成計画縦横断図（土地の造成をする場合）
 - ⑫ 土地求積図
 - ⑬ 事業計画概要書
 - ⑭ 資金計画書

- ⑮ 事業者の信頼度を証明する書類（企業案内のパンフレットや事業実績一覧表などの事業実績等が分かる書類及び納税証明書（市民税又は法人市民税））
- ⑯ 工事施工者に関する書類（施工実績の分かる書類）
- ⑰ 建築計画書（建築基準法に基づく建築物の建築をする場合）
- ⑱ 工事工程表
- ⑲ 説明会等実施報告書（別記様式第2号）
- ⑳ 維持管理（撤去処分）に係わる計画書（別記様式第11号）（太陽光発電設備設置事業の場合）
- ㉑ 再生可能エネルギー発電事業に係る事業計画認定状況の分かる書類（太陽光発電設備設置事業の場合）※経済産業省（もしくはその委任機関）が発行する「再生可能エネルギー発電事業の認定について（通知）」の写し
※変更認定を行っている場合は「再生可能エネルギー発電事業の認定について（通知）」の写し
※必ず宛先が事前協議提出事業者と一致している事
- ㉒ 電気事業者との契約状況が分かる書類（東電からの「接続契約のご案内」や「託送供給の承諾のお知らせ」等）
- ㉓ その他市長が必要と認める書類（各種計算書など）

■ 注意事項

- ・隣接した事業に一体不可分で一連のものと考えられる場合には、一体的な土地利用とみなす場合があります。
- ・再エネ発電設備設置事業においては、電気事業法及び同法施行規則に基づき、特段の理由なく複数の発電設備を隣接した場合、「分割案件」と認められる場合があります。
「分割案件」に該当する場合、個々の事業が事前協議の面積要件を満たしていないとしても一体的な事業とみなし事前協議の該当となる可能性があります。
- ・文化財保護法（埋蔵文化財関係）及び農業振興地域の整備に関する法律（農振除外）に関する申請については、他の個別法との調整がついていることを前提とし、事前協議終了前に申請可能としています。

■ 問合せ先

来庁によるご相談をご希望の場合は、必ず事前にご相談の上でお越しく下さい。

〈那須烏山市総合政策課 秘書政策グループ〉

☎ 0287-83-1112 FAX 0287-84-3788

✉ sohgoheisaku★city.nasukarasuyama.lg.jp

（メール送付の際は★を@へ置換してください。）